

平成18年5月2日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成18年4月改定関係Q&A（VOL. 4）の送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、平成18年4月改定関係Q&A（VOL. 4）を作成いたしましたのでお送りいたします。各自治体におかれましては、これらを参照の上、事務を進めていただけますようお願いいたします。

照会先

厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係

TEL 03-5253-1111（内線 3949・3960）

FAX 03-3595-4010

平成18年4月改定関係 Q&A (Vol.4)

通所介護・通所リハビリテーション

（問 1）それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所に通所している場合、それぞれの事業所で同時に栄養マネジメント加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるか。

（答） 御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養マネジメント加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。

（問 2）通所サービスにおいて栄養マネジメント加算を算定している者に対して管理栄養士による居宅療養管理指導を行うことは可能か。

（答） 両者が同時に提供されることは基本的には想定されない。

（問 3）通所リハビリテーションの短期集中リハビリテーション実施加算の「退院（所）日」について、短期入所生活介護（療養介護）からの退院（所）も含むのか。

（答） 短期入所からの退院（所）は含まない。

施設サービス費関係

（問 4）老健施設の短期入所療養介護を利用していた者が連続して当該老健施設に入所した場合について、短期集中リハビリテーション実施加算の起算日はいつか。

（答） 短期入所の後、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等に変更が無く、施設入所に移行した場合にあっては、当該加算の起算日は直前の短期入所療養介護の入所日からとなる。（初期加算の算定に準じて取り扱われたい。）

（問 5）50人の認知症専門棟がある介護老人保健施設における認知症ケア加算を算定するための夜勤職員の配置は何人必要か。

（答） 夜勤職員の配置については、認知症専門棟加算について「20人に1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること」が必要であり、質問の場合には、3人の夜勤職員の配置が必要となる。

（例） 一般棟＋認知症専門棟50人の老健施設の夜勤職員の配置

○一般棟部分に2人

（ただし、短期入所療養介護の利用者数と介護老人保健施設の入所者数の合計数が40以下であって、常時、緊急時の連絡体制を整備している場合は1人以上）

○認知症専門棟部分に3人

（問 6）理学療法等において、入院日から起算して4月を超えた期間において、1月に合計11回以上行った場合の減算の計算方法如何。

（答） 以下の計算方法により算定いただきたい。

（例）平成18年3月20日に入院した場合

同年7月20日以降が入院日から起算して4月を超えた期間（以下「対象期間」という。）に該当する。当該対象期間において実施されるリハビリテーションであって、同年7月1日から起算して同月中に行われる合計11回目以降のものに当該減算が適用されることとなる。